

令和3年度

東京都多重債務問題対策協議会生活再建部会

令和4年1月17日（月）

Web会議システム（Zoom）によるオンライン開催

午前10時00分開会

○畑中委員 地域福祉課長の畑中でございます。

本日は、お忙しい中、「東京都多重債務問題対策協議会 生活再建部会」に御出席いただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、お手元の資料について確認させていただきます。資料につきましては、郵送またはメールでお送りしましたデータを御確認ください。なお、事務局側の不備で大変申し訳ございませんが、資料の差替版を先週の14日金曜日に発送しております。資料が届いているようでしたら、差替版での御確認をお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

次第、その次に委員名簿。

資料1 「多重債務者生活再生事業の実施状況について」、A3で2枚ございます。

資料2-1 「生活困窮者自立支援法の概要」、A4、1枚。

資料2-2 「多重債務者生活再生事業による区市への支援について」、A4、2枚。こちらは、差替版で1枚追加をさせていただきます。追加分につきましては、ページ3-(2)と表記をさせていただきます。

資料3 「都の自殺対策への取組みについて」、A4で、5～30ページ。

資料4 「東京都におけるギャンブル等依存症への取組」として、31～42ページ。

資料5 「令和3年度多重債務問題に関する研修の実施結果について」、A3の1枚。

以上となっております。資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、ただいまから「令和3年度東京都多重債務問題対策協議会 生活再建部会」を開催いたします。

初めに、当部会の部会長でございます東京都福祉保健局生活福祉部長の高橋より一言御挨拶申し上げます。

○高橋部会長 おはようございます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席賜りましてありがとうございます。また、日頃から東京都の福祉保健医療施策に御理解、御協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

この生活再建部会は、各相談窓口や関係機関との連携を深め、多重・過剰債務などの経済的困難を抱える方の生活をいかに再建するかということを協議していく場として、平成19年度から協議会の下に設置されているものでございます。

本日、最初の議題でございます多重債務者生活再生事業は、相談と貸付けをセットにして多重・過剰債務者の生活の再生を支援することを目的に、平成19年度から開始した事業でございます。

相談件数は、平成25年度以降は年間900件前後で推移してまいりましたが、新型コロナウイルスが蔓延を始めた令和元年度は1,066件と、過去最高の件数となりました。令和2年度はコロナ禍にあつて少ない件数でございましたが、理由といたしましては、緊急小口とか総合支援金の特例貸付けなど、離職や収入減少があつても政府や自治体による緊急的支援制度により家計が維持されたことが考えられます。

今後も、新型コロナウイルスの影響による多重債務に関する相談の増減は注視してまいりたいと考えております。

多事債務者生活再生事業における御相談の内容は、相談件数の60%が生活費の不足、46%が月々の返済額の軽減となるなど、経済的な問題が高い水準となつてございますほか、病気を抱えている方による相談も35%と多い状況でございます。

病気には依存症などの精神的な問題も含まれます。また、多重債務や生活の不安などは心理的な負担となり、鬱病や自殺念慮につながることもあります。

このような相談者の状況から、多重債務問題の対策といたしましては、債務の法的整理に加え、心の問題など様々な問題が複合的に絡んだ相談に対し、効果的に支援を行うことが求められており、関係機関の連携をより一層強化していくことが必要であると考えております。

また、生活困窮者自立支援法の改正では、自立相談支援機関において家計改善支援事業の実施が努力義務化されました。この事業は、家計の指導を行うということではなく、生活困窮者が自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む力を育てる支援でございます。都といたしましても、自立相談支援機関の設置主体である区市の取組が進みますよう、支援してまいりたいと考えております。

本日は多くの関係機関の方が一堂に会される貴重な機会でございますので、忌憚のない活発な意見交換をお願いいたしまして挨拶いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○畑中委員 続きまして、前回会議から委員の変更がございましたので、新しく委員になられました方を御紹介いたします。

東京都社会福祉協議会の木原委員でございます。

○木原委員 東京都社会福祉協議会の木原です。

福祉資金部のほうで、今お話にも出ました特例貸付であるとか、もともとの生活福祉資金のほうを所管しております。どうぞよろしく願いいたします。

○畑中委員 八王子市の浅岡委員でございます。

○浅岡委員 八王子の浅岡でございます。お世話になります。

自立支援法のいわゆる生活困窮者の自立支援を担当しております。よろしく願いします。

○畑中委員 東京都の人事異動によりまして都側の委員の変更もございしますが、紹介につきましてはお配りしております委員名簿に代えさせていただければと思います。

本日の出席状況でございます。亀井委員、田野委員、瀬川委員、西脇委員から御欠席の御連絡をいただいております。また、向山オブザーバーにつきましては、代理で中島課長代理に御出席をいただいております。

それでは、これからの進行を高橋部会長にお願いいたします。

○高橋部会長 早速、議事に入りたいと思います。お手元の会議次第に従いまして議事を進めてまいります。

まず、議題1「多重債務者生活再生事業の実施状況について」でございます。畑中委員より御説明をよろしく願いします。

○畑中委員 それでは、資料1「多重債務者生活再生事業の実施状況について」を御説明いたします。

多重債務者生活再生事業につきましては、東京都生活再生相談窓口を設け、生活再生への意欲があるにもかかわらず、多重債務で生活が困難な状況にある方に対しまして、生活相談や家計診断を実施し、弁護士による法的アドバイスや専門機関への橋渡し、同行支援などとともに、必要に応じて資金を貸し付けることにより、多重債務の解決を図り、生活の再生を支援することを目的としております。

東京都社会福祉協議会で、東京都の補助によりまして基金を設置、運用しておりまして、一般社団法人生活サポート基金が生活相談を行い、中央労働金庫が貸付けを実施しております。

「1 事業実績」でございます。本事業の実績及び推移につきましては、上段の横長の表を御覧ください。生活サポート基金に寄せられる新規相談件数は、一番右になりますが、累計で1万1057件、制度発足以降順調に増加してきておりまして、令和元年度には、

先ほど部長の御挨拶の中にもありましたが、1,066件と過去最高の相談がございました。

令和2年度は807件と大きく減少いたしました。これは新型コロナウイルスの影響による減収等に対し、生活福祉資金の貸付けや住居確保給付金といった低所得者支援制度の拡充などが実施されたことが要因として考えられます。

今年度もそれらの支援策の延長や再貸付け、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の新設など、支援策の実施が継続されておりまして、急激な相談の増加を起さずに落ち着いた状況となっております。

今年度につきましては、11月末時点で579件、前年同月比で17.4%の増となっております。また、債務整理中や債務整理後の生活再生資金の貸付実績は累計で274件、貸付金額としては4億9027万円となりまして、1件当たりの平均貸付金額は約180万円となっております。貸付件数は、25年度以降は減少傾向で、今年度は11月末時点で7件、貸付金額としては1409万円となっております。

次に、過去4か年及び令和3年11月末までの実績でございます。①の相談窓口に至るアクセス経路については、令和2年度まで最も多かった区市町村からの紹介が令和3年度は33%で、ホームページが38%と最も多くなっている状況でございます。

その下の②の相談内容を見ますと、こちらは複数回答となっておりますが、最も多い生活費の不足が増加傾向にございまして、3年度では60%を占めております。生活費の不足につきましては、数年前よりその補てんのために銀行カードローンを利用する人が増加しておりまして、複数の銀行から借入れを行い、返済が困難になるケースがございました。

次に多い相談は、月々の返済額の軽減。例年40%台で推移をしております。3年度も46%となっております。2年度に減少しました融資希望は、3年度では増加に転じまして、38%となっております。病気とDV、家族の不和、離婚、養育費は増加の傾向が見られ、逆に税金、公共料金滞納については減少傾向となっております。

③の相談者の職業別でございます。正規雇用が増加いたしまして36%となっております。非正規雇用については30%を占めておりまして、無職については2年度は19%と増加いたしましたが、3年度は少し減りまして16%となっております。

右上の④債務残高でございます。3年度は債務が200万円以下の方は減少し、40%となっております。一方、500万円以上の債務がある方が増加いたしまして、30%を占めております。高額な債務残高につきましては、住宅ローンが主な債務である方が多い

と考えられております。相談者1人当たりの平均額は減少傾向でございまして、3年度は606万円となっております。

その下の⑤の年収でございまして、無収入は2年度に20%と増加いたしましたが、3年度は15%とほぼ例年どおりの割合となっております。一方で、収入が300万円以上の方については増加しているところでございまして。

⑥の他機関への紹介につきましては、相談の結果、他の関係機関につないだ状況でございまして、1人の相談者に対し複数の機関を紹介することもあります。そのため、複数回答となっております。件数としましては、相談件数の推移と連動し、ほぼ同じ増減傾向で、相談者のおよそ6割の方に対し他機関の紹介をしているところでございまして。

紹介先といたしましては、フードバンクが最も多く、31%を占めてございまして。これは食費を削減することで生活の立て直しを図る目的のほか、緊急に支援を要する方が多くなっていることから、紹介の機会が増えております。次に多い紹介先が弁護士会で、3年度は25%となっております。任意整理や自己破産といった債務整理が必要と思われる方に紹介しております。その他も2割程度となっておりますが、精神的な問題を抱えた方を保健所や精神保健センターに紹介するといった例が挙げられます。

「2 令和3年度の主な取組」を御覧ください。①の関係機関との連携でございまして、(1) 関係機関の紹介・連携支援では、相談者の状況に応じまして、弁護士会や司法書士会、法テラス、日本クレジットカウンセリング協会、区市町村などの関係機関を紹介し、連携しながら相談者の生活再生に向けた支援を実施しております。

(2) の関係機関への出張相談・同行支援では、交通費がないなど、生活再生相談窓口を訪れることが困難な場合には、相談者の身近な区市町村等を利用した出張相談、あるいは自ら関係機関を訪れることに不安を抱えている方、あるいはうまく話を伝えられない方に対しましては、関係機関への同行支援も実施しているところでございまして。

(3) の関係機関職員に対する研修では、税金や年金の滞納者など、債務を抱える方と接する機会が多い窓口の職員を対象に、多重債務に関する基礎知識の習得、相談への対応力向上を目的とした研修を実施しております。詳細につきましては、後ほど資料5で説明させていただきます。

(4) の生活困窮者自立支援窓口と連携した支援につきましても実施をしておりますが、こちらも詳細については後ほど資料2-1と2-2で御説明させていただければと思います。

右上の②の事業の周知・広報でございます。広報東京都や月刊福祉保健への掲載、あるいはホームページやツイッターでの周知、東京都消費生活総合センターが主催する「多重債務110番」への参加や、産業労働局が主催します「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」の事業紹介、自殺対策との連携として「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」への参加など、周知・広報に努めているところでございます。

③のこころの問題を抱えた相談者への対応力向上では、買い物やギャンブル依存症の方など、債務に加えて精神的な課題を抱えた方々の相談に的確に対応できるよう、困難事例を共有しながら対応を協議する事例検討会に精神保健福祉センターの職員にも参加をしていただきまして、専門的見地からの助言を得ております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○高橋部会長 ただいま多重債務者生活再生事業の実施状況について、事業実績と、令和3年度、今年度の主な取組について説明をさせていただきました。

ただいまのところについて、御質問または御意見等はございますでしょうか。御質問、御意見のある方は御発言をよろしくお願ひいたします。

安藤委員、よろしくお願ひします。

○安藤委員 東京司法書士会の安藤でございます。よろしくお願ひいたします。

2点ございます。まず、資料1の1ページ、他機関への紹介というところで、司法書士会はずっとゼロ%で推移しておるのですが、ゼロ件だからゼロ%なのか、何件かあるけれども統計上ゼロになってしまうのか、その辺りを確認させていただきつつ、司法書士会も御相談いただければお役に立てる場面もあろうかと思っておりますので、その辺りは御検討をよろしくお願ひしますというのがまず1点です。

あと、ヤミ金が相談内容としては4%ぐらいですけれども、この辺りはコロナでの増加傾向があるかどうかということをお伺いしたいと思います。

以上2点、よろしくお願ひいたします。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、これについて事務局のほうから回答させていただきます。

○石井課長代理 まず、1点目の他機関への紹介が司法書士会はゼロ%というところですが、こちらについては実際に窓口を行っているサポート基金の方にお伺いしたいと思います。

清原理事、いかがでしょうか。

○清原オブザーバー おはようございます。清原です。

司法書士会への紹介がゼロ%というのは、今、手元の資料がすぐ出てこないのですけれども、確かに紹介件数としては少なくなっているのが現状です。たしか、前にこの会議だったか、ほかの会議だったかでも御質問いただいたので、1件とか2件とかはあったような記憶があるのですけれども、そのような状況です。

司法書士会のほうに御紹介をする場合は、1件の債務残高が低い方とか、必ず自己破産にはならない、任意整理の該当者という形でうちの法人内ではみんな認識しているところですが、最近はそのような方はクレジットカウンセリング協会のほうへの御紹介も検討になっているというところで、少ない状況であります。

また、司法書士会の先生方とも連携して、どのような事例であれば御支援いただけるのかについても話し合っていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○石井課長代理 2点目のヤミ金が増えているのかどうかですけれども、②相談内容の表の上から4番目に、取立や督促の回避（ヤミ金融等）についての推移が29年度から3年度まで出ております。こちらについてコロナの影響があったかどうかについてですが、そういったところも窓口として感触はいかがだったでしょうか。サポート基金の清原理事、お願いいたします。

○清原オブザーバー ヤミ金については、コロナの影響は少しあったと思います。内容は、従来型の古典的なヤミ金というよりは、給料ファクタリングとか後払いヤミ金、ツケ払いヤミ金というものがコロナ禍の発生以降あったように思いますが、最近はちょっと下火になっているかなと思います。

いずれにしても、若い方がこういった新手のヤミ金に引っかかってしまっているという印象です。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

安藤委員、よろしいでしょうか。

○安藤委員 ありがとうございます。

ヤミ金に関しては、司法書士会のほうでの相談状況とかは、後の意見交換のときにしますか、今言ったほうがいいですか。どうでしょうか。

○高橋部会長 もしよろしければ、今、どうぞ。



○安藤委員 司法書士として、コロナでヤミ金の相談がすごく増えているなという実感が  
ございます。それまで、ヤミ金の相談というのはあまりなかったのですが、コロナ  
禍以降、先ほどもお話が出ました給料ファクタリング、あるいは後払い、最近だと夏ぐら  
いから先払いというものが出てきました。そういうのもあるのですが、あとは一周回って  
物すごくオールドファッションな従来型のヤミ金融みたいなものも案外元気です。

あとは、昔、よく090金融という言われ方をしました、店舗がなくて携帯電話しかな  
い。最近は携帯電話すら連絡先が分からなくて、LINEのアカウントしかないというよ  
うなヤミ金もあるというところを体感しております。そういったところでございます。

ありがとうございます。以上です。

○高橋部会長 安藤委員、貴重な情報提供をありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等はございますでしょうか。

特にないようでしたら、次の議題に移らせていただきたいと思います。議題2の「生活  
困窮者自立支援法との連携について」でございます。

それでは、畑中委員より御説明をよろしくお願いいたします。

○畑中委員 それでは、資料2-1「生活困窮者自立支援法の概要」を御覧ください。

生活困窮者自立支援法につきましては、平成27年4月に施行されてから、4年目の平  
成30年10月1日より生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化などを柱とする改正  
法が施行されております。実施主体は福祉事務所設置自治体でございまして、各区市と町  
村部については都が実施をしております。

生活困窮者自立支援法に基づく支援事業は、事業体系の図を御覧いただければと思い  
ます。必須事業の①自立相談支援事業、②住居確保給付金の支給のほか、任意事業といたし  
まして記載の③、④、⑤、⑥の事業を本人の状況に応じて組み合わせ、多様かつ複合的な  
課題を抱える生活困窮者を早期に発見し、生活困窮者の自立を促進するものでございま  
す。

都内の窓口での新規の相談受付件数の合計は、令和元年度までは緩やかに増加してござ  
いましたが、2年度は新型コロナウイルスの影響を受けまして住居確保給付金の対象拡大  
となったことから相談が急増いたしまして、新規相談受付件数は10万件を超えました。  
3年度につきましては、窓口対応はやや落ち着いてきているものの、元年度以前までと比  
較して2倍程度の相談件数が続いているところでございます。

多重債務者生活再生事業との関連が深いのが⑤の家計改善支援事業でございます。こ  
ちらの家計改善支援事業は努力義務となっているところですが、都内の実施状況といたしま

しては、令和2年度までに45自治体、約9割の自治体が実施をしております。着実に家計改善支援事業の実施が広がってきているところでございます。

都は、全ての区市で家計改善支援事業に取り組んでいただけるように、また、質の高い支援が提供されるよう、多重債務者生活再生事業を活用いたしまして区市への支援を行っているところでございます。

資料2-2を御覧ください。こちらのページにつきましては、お手元に届いていない方もいらっしゃるかと思いますので、画面共有をさせていただきます。

区市の自立相談支援事業の支援体制といたしまして、都は生活再生相談窓口をスーパーバイズ機能として位置づけたところでございます。多重債務や債務整理は専門的で複雑な問題になっていることが多く、区市がこれらの問題を抱える相談者の支援方策に迷った場合には、区市から支援の依頼を受けた生活再生相談窓口が区市と連携して対応いたします。

支援の例としまして、関係機関との連携における役割分担に関する助言や、問題解決に向けた道筋の提案、さらには弁護士支援、融資等、専門相談などがございまして、関係機関も含めた一体的な支援体制の構築を区市とともに進めているところでございます。

こうした区市への支援の実施によりまして、区市により相談者本人への継続的な支援の充実、関係機関との連携促進、相談員のスキル向上や、債務問題対応のノウハウの蓄積などが効果として見込まれているところでございます。

区市への支援に関しまして、1枚おめくりいただきまして連携実績を御覧ください。3年度の連携実績でございますが、生活再生相談窓口の11月末までの総相談件数は、表の右下、579件のうち区市等相談窓口経由は107件、およそ18%となっております。

次に、連携事例でございます。多重債務者生活支援事業と区市の自立相談支援機関との連携事例を2事例載せてございます。事例①につきましては、覚醒剤購入のために消費者金融から借金をし、多重債務で困り、自立相談支援機関へ相談をし、その後、生活再生窓口へつながった事例でございます。両親の支援を受けて自己破産をすることができた事例でございます。依存症や発達障害を抱える相談者に対しまして、区の保健センター、都立精神保健福祉センターとも連携をいたしまして、病院への通院につながっております。

事例2につきましては、同居の母親が亡くなり精神的に不安定となり、自立相談支援機関に相談し、生活費のための借金があったことから生活再生窓口へつながった事例でございます。自宅を売却するまでの間、生活再生相談窓口を運営する生活サポート基金の独自事業であるつなぎ融資を利用して借金を完済し、その後、転居し、生活の安定が図れた事

例でございます。精神的に不安定な相談者に対し関わった支援者が連絡を密に取り合い、本人に寄り添った対応をしたことにより、相談者が精神的に回復することができました。詳細は後ほど御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

ただいま資料2-1で生活困窮者自立支援法の概要についての説明がございました。特に、任意事業でございますが、家計改善支援事業が区市また都において広がりつつあるということでした。また、資料2-2から、区市への支援ということで、生活再生相談窓口をスーパーバイズ機能として位置づけて区市に支援をしているという状況について説明がございました。

ただいまの説明につきまして御質問あるいは御意見等がございましたら、御発言をよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。分からないこと等の御質問でも構いませんが、何かございましたら御発言をよろしくお願ひします。

特に御発言がないようでしたら、また後ほどでも結構でございますので、御質問、疑問の点があったら御発言をよろしくお願ひいたします。

では、次の議題3に行きたいと思ひます。議題3は「都の自殺対策への取組みについて」でございます。報告は、東京都福祉保健局保健政策部健康推進課の中島課長代理でございます。

では、中島課長代理、よろしくお願ひします。

○中島オブザーバー ただいま御紹介にあずかりました中島でございます。本日は課長の向山が業務のため出席にできないということで、代わり代理出席させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、都の自殺対策の取組について説明させていただきます。資料3を1枚おめくりください。こちらが自殺者数の推移でございます。上段が東京都、下段が全国のグラフになっております。折れ線グラフが3本ございますが、一番上の◆が合計値、その次の■が男性の自殺者数、一番下の▲が女性の自殺となっております。

東京都におきましては、平成23年、2,919人というところがございますが、こちらをピークに減少傾向にございましたが、一番右側の令和2年は、全国も同じでございますが、東京都、全国ともに前年と比較し増加しております。特に、報道等でも皆さんお聞きになったことがあると思ひますけれども、女性の自殺者数の増加が顕著となっております。

す。令和元年が641人のところ726人ということで、85人の増加となっております。

細かい数字につきましては、1枚おめくりいただきまして、令和元年及び令和2年の自殺者数の表を御覧ください。こちらは厚生労働省が公表しております人口動態統計の数字でございます。

一番下の○のところの増減を御覧いただければと思います。年代によりまして増減傾向は異なるところでございますが、全体といたしましては、一番左側の総数のところがございますが、男性が10名、女性が先ほど説明させていただきましたとおり85名の増加となっております、計95名の増加という形になってございます。

もう一枚おめくりください。こちらは、令和2年の自殺で亡くなった方の自殺未遂歴の有無についての表になります。上段の表の右上のところでございますが、未遂歴の割合のところを御覧いただければと思います。未遂歴の割合は、男性が13.2%のところ、女性が27.5%となっております。女性のほうが自殺未遂歴の割合が高いというのは例年どおりの傾向でございます。

その下が年代別の自殺未遂歴の有無の表になります。上が男性、下が女性になりますが、丸で囲んでおりますとおり、全ての世代におきまして女性の自殺未遂歴が高い状況となっております。

また、1枚おめくりいただきまして、こちらが自殺実態白書というものになりまして、東京都の自殺総合対策にも御助言をいただいておりますNPO法人のライフリンクという特定非営利法人様が2013年に発行したものでございます。こちらは、資料のほうを全てつけさせていただいておりますが、時間の関係で一部御紹介させていただきます。

16ページを御覧いただければと思います。右側のところがございますが、自殺で亡くなった方が抱えていた自殺の要因となる危機要因につきましては平均で3.9個、そして最初の危機要因が発生してから自殺で亡くなるまでの日数につきましては、職業等の属性によって大きく異なるところでございますが、中央値で5年、平均値で7.5年とされております。このように、自殺につきましては、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があると考えてございます。

25ページを御覧ください。こちらは、東京都におけます自殺対策の現状について網羅的にまとめたものでございます。東京都の自殺対策につきましては、大きく3つに分けら

れると考えてございます。

まず、左上のところでございますが、全体的予防介入、つまり、リスクの度合いを問わず万人を対象とします一般的な自殺予防啓発でございます。具体的には、自殺防止の東京キャンペーンとか、相談窓口に関する情報提供などが挙げられます。

また、真ん中のところでございますが、選択的予防介入といたしまして、つまり、自殺行動のリスクの高い方々に対します取組でございます。東京都におきましては、自殺相談ダイヤル、いわゆる電話相談とか、SNS自殺相談について取組を進めているところでございます。

そして、右下のところでございますが、過去に自殺未遂をした方など、自殺行動のリスクが高い個人に対する取組といたしまして、個別的予防介入ということで、いわゆる自殺未遂を行った方々に対します取組を実施しているところでございます。

なお、私どもといたしましては、令和3年度に一番右下の自殺未遂者に対する取組を強化しております、こちらの上側でございます、自殺未遂者対応地域連携支援事業といたしまして、いわゆる相談窓口になりますが、そうしたところの予算を拡充いたしまして、実際に自殺未遂者支援連携対策を強化したところでございます。

このように、先ほども説明させていただきましたが、先行研究によりますと、中央値で5年、平均で約4つの危機要因が連鎖した結果として自殺に至っているということでございますので、私どもといたしましては、悩みを抱える方々を生きる方向へ転換させるためには、危機要因が幾つも積み重なっていく前に、連鎖を可能な限り早期の段階で止めることが極めて重要であると考えてございます。

おめくりいただきまして、こちらが足立区様のほうで活用されております「つなぐ」シートというものでございます。本日、足立区福祉部のくらしとしごとの相談センターの早崎所長も御出席のところ、誠に僭越でございますが、私のほうからも足立区様の取組のほうを御紹介させていただければと思います。

こちらの「つなぐ」シートでございますが、複数の悩みを抱える相談者の方々に、できる限り早期の段階で関係する所管部署と情報共有いたしまして、複数の相談窓口が連携して、悩みを可能な限り早く解決することを目的として活用されているものでございます。こちらの足立区様の事例については、全国的にも厚労省の研修などでも御紹介いただいているように聞いておりまして、高く評価されているものでございます。

また、「つなぐ」シートの利用実績についても確認をさせていただいたところ、令和元年

度、足立区全体で342件、令和2年度につきましては335件御活用されているということで、主なつなぎ先といたしましては、福祉事務所とかハローワーク、地域包括支援センターなどとなっております。

また、これまでの御説明にもありますとおり、関係機関との連携というところが非常に重要になってきますが、足立区様におきましては、こちらのシートをただ単に活用するだけではなく、つなぎ先へこのシートを記載した上で相談者と一緒に同行するといった取組を行うとともに、足立区様の中で開催されております区のネットワーク連絡会のほうでもつなぐシートをPRされているということで、庁外での認知度についても非常に高い状況ということで、広く活用されているということでございます。

私ども、自殺未遂者対策を強化するという御説明をさせていただきましたが、未遂者支援対策につきましては区市町村の役割も非常に重要になってきます。都におきましても、今後、区市町村様におけます相談窓口から、連携する支援機関とか窓口への引継ぎが円滑に行われるとともに、こういった足立区様の先進的な事例が全国市町村のほうでも行われるように、連絡会等の場でも紹介することとしております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上とさせていただきます。

○高橋部会長 中島さん、ありがとうございました。

ただいま東京都の自殺者数の推移と都の取組、また、足立区様の「つなぐ」シートの取組について御説明がありました。特に「つなぐ」シートにつきましては非常に効果的だということでも有名な取組でございますが、これにつきまして早崎委員から何か補足等ございましたら御発言をよろしく願います。

○早崎委員 足立区福祉部くらしとしごとの相談センターの早崎でございます。

「つなぐ」シートにつきましては、先ほど御紹介いただきましてありがとうございます。こちらのほうは、もともと我々、当区の衛生部という組織体の中で、平成23年頃に足立区でも自殺者が増えてきたという経過の中で、「つなぐ」シートを早期に悩みに寄り添うということで始めたところでございます。

その後、平成27年に生活困窮者自立支援法ができた関係で、衛生部から福祉部のほうに移管されまして、私どものほうで困窮している全ての方にこういったものを寄り添うシートとして活用しております。

こちらのほうは、先ほどから説明があったとおりで、多様な状況、行きづらさを抱えている方々に、ライフリンクさんの資料でも細かいことを見ていただければと思うのですけ

れども、たしか69項目ぐらい危険因子があるというふうな清水代表の分析もあったかと思えます。そういった中で、我々も適宜適切に使うということでやらせていただいています。

こちらについては、畑中課長のほうでもいろいろと取組を進めているということで、例えばひきこもり支援といったところのパンフレットにも掲載させていただいてまして、自殺予防だけではなくて、困窮者全てにこういったものの活用が可能ではないかということで全庁を挙げて取り組んでいるところでございます。

また、先ほどもあったとおり、厚労省の方とか、昨年度も坂本少子化大臣がこのシートのことを少し勉強させてくれと視察に訪れたということもありましたので、この活用についてはこれからも皆様とともに広げていって、一人でも行きづらさを抱えている方の悩みに寄り添うことができたらなということです。今日はこういったシートを御紹介いただきましてありがとうございました。

○高橋部会長 早崎委員、ありがとうございました。「つなぐ」シートにつきましては、昨年の8月にひきこもりの東京都の提言をまとめたところでございますが、そこでも御紹介させていただいたところでございます。貴重な情報提供をありがとうございました。中島委員もありがとうございます。

それでは、ただいまの報告、情報提供につきまして、何か御意見、御質問等がございましたら御発言をよろしく願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議題4に移りたいと思います。議題4「都のギャンブル等依存症への取組みについて」でございます。

報告者は、福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課、八木課長でございます。

では、八木課長、よろしく申し上げます。

○八木オブザーバー 障害者施策推進部精神保健医療課長の八木でございます。

私からは、東京都におけますギャンブル依存症対策の取組について情報提供をさせていただきます。

まず、言葉の定義になりますが、「ギャンブル」とは、競馬、競輪、モーターボート競争を指し、「等」はパチンコを指しております。

次のスライドにギャンブル等依存症についてまとめてあります。ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等にのめり込むことにより、日常生活または社会生活に支障が生じている状態を言います。

具体的な症状としましては、ギャンブルにのめりこむ、興奮を求めて掛金が増えていく、負けたお金をギャンブルで取り返そうとするという、冷静に考えれば成り立たない計画だと分かりそうなものですが、脳の状態が変化しており、自分自身では抜け出せない状態になってしまいます。

また、ギャンブルを継続するためのお金や時間を工面するために、家族や職場など、自分にとって重要な周囲の人たちにうそをついて、それらとの関係を崩してしまうなど、社会生活に支障を来すようになることが問題だとされております。

次のスライドを御覧ください。このスライドは依存症患者の推移を示したものとなっております。アルコールや薬物と並べてギャンブル等依存症の患者の推移を示しております。左側が全国、右側が東京都の状況となっております。棒グラフの高さで、外来を年に1回以上訪れた患者数を示しております。都内の傾向としましては、アルコールが約1万2000人から1万3600人と最も高い水準で推移しており、次に薬物、最後にギャンブル等が平成29年度で378人となっておりますが、この4年間で2倍近く増加している状況でございます。

次のスライドを御覧ください。こちらは、近年の国の動向をまとめております。ギャンブル等依存症は、アルコールや薬物と並んで依存症対策の一環として対策が進められております。

患者数が多いアルコールや、刑法に違反することになります薬物の対策が先行していましたが、ギャンブル等につきましても、平成30年7月にギャンブル等依存症対策基本法が成立し、対策の方向性が示されるとともに、都道府県においてギャンブル等依存症対策推進計画を策定することが求められている状況でございます。

次のスライドを御覧ください。ここからは、東京都における依存症対策についてお話をさせていただきます。

ギャンブル等依存症は、先ほど少し触れましたが、脳の状態が変化しまして、自分で自分の欲求をコントロールできなくなるという症状がございまして、この症状につきましては、アルコールや薬物と同様の対策が有効であると考えられております。そのため、東京都における対策も3つの依存対象に共通のものとなっております。

具体的な取組としましては、そこのスライドの上段にありますとおり、平成31年4月に都内の3つの精神保健福祉センターを依存症相談拠点として設定し、下段に記載しております様々な取組を実施しているところでございます。



次のスライドで個別の取組について御説明させていただきます。まず棒グラフが出てきているかと思いますが、こちらは都内3つの精神保健福祉センターにおける依存症に関する相談の状況を示したものでございます。上段が来所による相談、下段が電話による相談の実績となっております。水色がアルコール、緑色が薬物、オレンジがギャンブル等依存症に関する相談実績を示しております。

精神保健福祉分野の相談は、一般的な相談は市町村で受け付けて、複雑・困難な相談を保健所や精神保健福祉センターで受け付けているところがございます。ギャンブル等依存症は、区市町村における相談体制がまだそれほど整備されていないため、精神保健福祉センターで相談を受ける割合が高い状況となっております。

件数につきましては、年度による増減はありますが、平成27年度時点と比較しますと、ギャンブル等依存症に関する相談実績は増加傾向にあることが分かります。相談につながるケースとしましては、本人の生活の変化に気づいた家族がギャンブル等依存症を疑って相談に訪れるケースが多くなっております。

次のスライドを御覧ください。相談につながった家族や当事者が回復のために次に進むのが回復支援プログラムになります。依存症は否認の病とも言われておりまして、患者自身は自分が依存状態にあることを認めない、また分からない場合も多いことから、本人の変化に最初に気づいたり、依存症による悪い影響を最も受けやすい家族への支援が重要となってきます。

具体的には、家族を対象に、依存症は本人の意思だけの問題ではなく、脳機能の障害によって起こるということや、借金問題への家族の対応の姿勢などについて学ぶ機会を設けております。

また、当事者に対しましては、認知行動療法と呼ばれる治療法に基づいた回復支援プログラムを実施することになります。この中では、同じ悩みを持っている当事者や回復者が10人程度の小グループをつくって、ギャンブルなどの依存対象が生活に入り込まないための自分なりの過ごし方、例えばストレスを感じたときに依存対象以外で気分を紛らわす方法を話し合うなど、ギャンブルなどの依存対象をやめ続けるための支援を行っております。

次のスライドを御覧ください。このスライドは、普及啓発の取組を紹介したものになります。国が行った調査では、ギャンブル等依存症が疑われる人の割合は約2.2%いるとされておりますが、一方で、これまで見ていただいたように、治療や相談につながってい

る人はそのうちの一部と考えられております。

その要因としましては、依存症は自覚症状を持ちにくいことに加えて、依存対象がギャンブルの場合はアルコールや薬物以上に本人の意思の問題と考えられて、適切な支援につながっていないことが要因だと考えられております。

そのため、広く都民に依存症に対する正しい知識を持ってもらうことを目的に、基本的な情報を記載したリーフレットを配布したり、依存症からの回復に取り組んでいる当事者や専門家などの講演を内容とするフォーラムを開催しているところでございます。

次のスライドを御覧ください。今年度からは、依存症の患者が適切な医療を受けられるようにするために、依存症専門医療機関などの選定を進めていくこととしております。依存症の専門医療機関に求める役割としましては、依存症そのものの診断や治療を行うほか、依存症の背景にあります発達障害や、依存症の結果、発症する鬱病など他の精神疾患に対する治療を行うことを期待しているところでございます。

現在選定できていますのはアルコールと薬物の専門医療機関等ではありますが、都内には積極的にギャンブル等依存症の治療に取り組んでいる医療機関もございますため、今後、それらの医療機関とも相談しながら、医療の面からもギャンブル等依存症を支援できる体制を整備していきたいということを考えております。

次のスライドを御覧ください。テーマとしては最後になりますが、現在、策定を進めておりますギャンブル等依存症対策推進計画の素案になります。アルコールや薬物は既に先行して計画を策定しておりまして、ギャンブル等依存症は後発組になります。計画の位置づけとしましては、ギャンブル等依存症対策基本法に基づきます都道府県における推進計画となります。

簡単に内容を紹介いたします。第2章の現状では、ギャンブル等依存症が疑われる人は国の調査では約2.2%いると考えられておりますが、そのうち治療や支援につながっている方はその一部であると考えられることをお示しし、第3章では対策の方向性などをまとめていくこととしております。

対策を進めるための視点としましては、まずはギャンブル等依存症に対する正しい知識を持ってもらうことや、ギャンブル等依存症が問題として発覚するのは、ギャンブルがやめられないことを主訴とする相談のほか、多重債務の問題や貧困などの支援を行政や関係機関に求めたところから発覚するケースも多くあることから、これらの関係機関との連携を進めることが必要であるということをまとめていきたいと考えております。

次のスライドを御覧ください。第4章には、取組の方向性と具体的な取組を記載していきたいと考えております。方向性としましては、「予防教育・普及啓発」から始まる5項目を考えております。この中で、先ほどお話ししました普及啓発や相談拠点での取組を充実させていくこと、また、専門医療機関などを整備していくことなどを進めていきたいと考えておりますが、これらはアルコールや薬物と横並びの内容となっております。

ギャンブル等依存症に固有の問題としましては、ギャンブル等を運営する事業者が行うのめり込み防止のための普及啓発や入場制限などの取組のほか、多重債務問題への取組として、司法書士会が行う法律相談や、金融庁が行っておりますギャンブル等依存症者に対する貸付自粛の取組などを記載していきたいと考えております。

次のスライドが最後になります。依存症対策は本人が病識を持ちにくいことから、対象者自身が依存対象から離れるための支援を求めてこないケースも多くあります。ギャンブル等依存症の場合も、主訴が多重債務の形を取って、その背後に依存の問題があるケースも多くあります。引き続き、こういった機会を通じまして多重債務問題に関わる関係機関とも連携しながら、支援の輪を広げていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○高橋部会長 八木課長、ありがとうございました。

ただいま、ギャンブル等依存症について、また、国、東京都の動き、それと現在素案の段階でございますけれども、ギャンブル等依存症対策推進計画につきまして御説明がありました。この件につきまして御意見また御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。

私から質問させていただきます。依存症の患者数の推移について御説明がございました。ギャンブルにつきましては絶対数といたしましてはアルコールや薬物よりは少ないのですけれども、数としては増えている、倍近いぐらいの勢いで増えている。一方で、ほかの依存症も結構増えているのですけれども、これは原因というか、何でこういうふう to 増えているのかという議論はあるのでしょうか。

○八木オブザーバー 御質問ありがとうございます。

相談が増えている、また治療につながっている患者数が増えているということは、様々議論されているところでございます。

一つよく言われることとしましては、依存症が疑われる人でも、それが周りの人も含めて本人の意思によるものとして適切な支援機関につながっていないという現状があるとい

うことです。

そういった中で、国がアルコールやギャンブル等の対策を進めて、普及啓発を進めていくことで、支援につながれば回復可能な疾患であるといった認識を持っていただいた結果、相談や治療につながっていることが多くなっているということが言われているところでございます。

以上になります。

○高橋部会長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問等はございますでしょうか。依存症につきましては、生活再生相談窓口も東京都の精神保健福祉センターと連携して、つながってという事例もいろいろと聞くところでございます。本日の具体的な事例につきましても、本日の資料2-2の4ページになりますけれども、そちらにも精神保健福祉センターとつながっている、連携した例が掲げられているところでございます。

清原委員のほうから、何かそういう事例の補足等はございますでしょうか。

○清原オブザーバー ありがとうございます。

依存症については、私どもの相談の中で、多重債務の問題で困っている、生活に困っているからお金を貸してほしいというような経済的な問題でお見えになった背景に、実は依存症が発見できたということが大変多くあります。

コロナ禍において依存症の方が増えているという数値もございます。特に若い方が増えているのかなというところで、例えばインターネットで競馬の馬券が買えてしまうとか、時間があるのでFXにのめり込んでしまうとか、そういった内容が非常に増えている、目立つかなというところでございます。

多重債務を抱えていて、そういった場合は即債務整理ということではなく、まずギャンブル依存のところの御本人の自覚と、治療を優先するというところで、まだ医療機関や保健所等につながっていない方については、都立精神保健福祉センターのほうに支援の方法について御相談をしながら、まずはそちらの回復をしていただくというところと、その途中の中で弁護士会等とも連携しながら多重債務の問題についても解決していくという、複合的な連携体制を取っているところでございます。

○高橋部会長 清原委員、ありがとうございます。精神保健の分野と多重債務の取組の連携がこれからますます必要になってくるのではないかとこのところでございます。

ほかに御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、その次に行かせていただきたいと思います。議題5「その他」でございます。「その他」につきまして、畑中委員より御説明をお願いいたします。

○畑中委員 それでは、資料5「令和3年度多重債務問題に関する研修の実施結果について」を御説明いたします。

この研修は、各種相談窓口の職員が日頃から住民と接する中で、多重債務者を早期に発見し、適切な専門相談につなげていけるよう、必要な情報提供を行うとともに、事例検討を通じて対応力の向上を図ることを目的として実施しております。

まず、新任職員向けと経験者向けに分けてそれぞれ2回実施しております。新任向け研修につきましては7月と11月に開催し、合わせて151名の方に御参加をいただいたところでございます。経験者向けにつきましては、1回目を7月に開催し、43名の方に御参加いただき、2回目を来月2月25日を予定しております。

右上になりますが、内容といたしまして、新任職員向け研修では、弁護士から最近の多重債務問題とその解決方法を学ぶとともに、多重債務者生活再生事業、消費生活総合センター、自殺対策事業といった東京都の取組について情報提供を行いました。経験者向けの研修では、弁護士から最近の多重債務問題の状況を、法テラス東京から事業を紹介していただき、多重債務相談への対応では、具体的事例から家計表を作成し、その改善策を検討いたしました。

下の受講者のアンケート結果でございますが、左側の新任職員向け研修では、意見・感想として、任意整理、個人再生、自己破産について、実務上の具体的な話で参考になった。その下の枠でございますが、東京都生活再生相談窓口の存在や、債務整理だけではなく、家計改善支援も大切なことが理解できた。消費生活相談センターの取組について理解できた。自殺対策で、電話以外にもLINEを通じて気軽に相談できる窓口があることはとても心強いと感じたといった感想がございました。

右側の経験者向け研修では、上の枠の中になりますが、改正貸金業法により規定されている融資のルールと、債務整理の種類ごとの詳細について詳しく学べた。真ん中の枠ですが、法テラスで行われている事業の詳細や現場職員の対応について知ることができ、今後つながりやすくなった。一番下の枠でございますが、事例を基に任意整理・個人再生・自己破産のケースを計算したので、債務整理について具体的に分かってとてもよかったなど、多重債務問題に関する理解を深め、法的整理など、解決策を考える糸口を得たということがうかがえます。

今後、様々な機関の窓口で、多重債務を抱えた方の早期発見、早期支援、連携の促進を期待していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○高橋部会長 多重債務問題に関する研修の実施結果についてということで、資料5に基づきまして説明がございました。

本件につきまして、何か御意見、御質問等がございましたら御発言をよろしくお願いたします。何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、議題6に意見交換とありますけれども、全体を通しまして皆様のほうから御意見また疑問な点がございましたら御発言をよろしくお願いたします。

特にないようでございましたら、本日予定しておりました議事は以上でございます。

なお、本日の会議の内容は、1月26日に開催される当部会の親会である東京都多重債務問題対策協議会で報告させていただきます。

それでは、これで会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前11時12分閉会